

八戸学院大学学則

第1章 総 則

第1条 八戸学院大学（以下「本学」という。）は、カトリック精神に基づき、広く豊かな教養を授け、深い専門の学術を探究せしめ、正しい道徳観と高い知性を有する民主的にして平和を愛好する人材を育成することを使命・目的とする。

2 地域経営学部地域経営学科は、経営学をはじめ社会科学の学問体系の基礎を学び、地域の企業、自治体、社会等あらゆる領域において経営に携わり、地域や世界に通用する人材を育成する。

3 健康医療学部人間健康学科は、こころとからだの健康と医療についての学びをふまえ、幅広い分野の研究・指導・実践ができ、地域住民の健康増進と地域の保健医療の向上に貢献できる人材を育成する。

4 健康医療学部看護学科は、日々進歩する看護の知識や技術に対応できる能力や豊かな感性と人間性を備え、地域の保健医療活動、健康増進に看護の実践者として貢献できる資質の高い人材を育成する。

第2条 本学は、高等教育機関としての教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動、その環境および大学運営等の状況について包括的に自ら点検・評価を行う。

2 前項の点検・評価の実施に関する細目等については、別に定める。

第2条の2 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2条の3 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適当な体制を整えて行うものとする。

第2章 学部・学科の組織

第3条 本学に、次の学部・学科および別科を置く。

(1) 地域経営学部 地域経営学科

(2) 健康医療学部 人間健康学科
看護学科

(3) 別科助産専攻

2 前項第3号の別科助産専攻に関する必要な事項は別に定める。

第3章 修業年限および学生定員

第4条 本学の修業年限は4年とし、在学年限は8年とする。ただし、在学年限は教授会の審議を経て、学長が許可した場合は延長することができる。

第5条 本学の入学定員および収容定員は、次のとおりとする。

(1) 地域経営学部地域経営学科 入学定員 80名 収容定員 320名

(2) 健康医療学部人間健康学科 入学定員 100名 収容定員 400名

看護学科 入学定員 80名 収容定員 320名

(3) 別科助産専攻 入学定員 4名 収容定員 4名

第4章 学年、学期および休業日

第6条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。ただし、秋学期入学者については10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

2 学年を2学期に分けて次の2期とする。

春学期は 4月1日から9月30日まで

秋学期は 10月1日から翌年3月31日まで

3 授業実施総時間数は、各学期15週の年間30週とする。

第7条 休業日は、次のとおりとする。ただし、第4号から第6号は各年度の学事暦による。

(1) 日曜日および土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 開学記念日 4月18日

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

2 学長は、前項に定める休業日を変更し、または臨時休業の日を定めることができる。

3 休業日においても、必要に応じ実習を課し、または特別講義等を行うことがある。

第5章 授業科目および履修方法

第8条 本学は、大学、学部および学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮する。

第8条の2 本学は、授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究を実施するものとする。

第8条の3 授業科目は、リベラルアーツおよび専門教育科目とする。

2 授業科目および単位数は、別表1、別表2および別表3による。

第8条の4 授業は、講義、演習、実習もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第9条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を教室内及び教室外を合せて45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業の教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義および演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。

(2) 実習および実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

第 10 条 履修方法は、第 1 年次及び第 2 年次においてはリベラルアーツを主とし、併せて専門教育科目の一部を履修させ、第 3 年次及び第 4 年次においては主として専門教育科目を履修させる。

2 履修の仕方は、別に定める八戸学院大学履修規程による。

第 11 条 本学学生の卒業に必要な単位数は、次のとおりとする。ただし、第 8 条の 4 第 2 項の授業方法により修得する単位数は 60 単位を超えないものとする。

区 分		リベラルアーツ			専 門 教 育 科 目		
		必修科目	選択科目	合 計	必修科目	選択科目	合 計
地域経営学部	地域経営学科	14 単位	16 単位	30 単位以上	28 単位	66 単位	94 単位以上
健康医療学部	人間健康学科	14 単位	16 単位	30 単位以上	28 単位	66 単位	94 単位以上
	看 護 学科	14 単位	14 単位	28 単位以上	100 単位	3 単位	103 単位以上

第 12 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、前条に定めるもののほか、教育職員免許法および同施行規則に基づき、所定の授業科目を取得しなければならない。これらの科目の履修方法については、別に定める八戸学院大学教職課程履修規程による。

2 本学の学部・学科において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学 部	学 科	教員の免許状の種類（免許教科）
地域経営学部	地域経営学科	高等学校教諭一種免許状（商業） 高等学校教諭一種免許状（情報）
健康医療学部	人間健康学科	中学校教諭一種免許状（保健体育） 中学校教諭一種免許状（保健） 高等学校教諭一種免許状（保健体育） 高等学校教諭一種免許状（保健） 高等学校教諭一種免許状（看護） 養護教諭一種免許状

第 13 条 教職に関する専門教育科目およびその単位数は、別表 4 の教職教育課程表のとおりとする。

第 14 条 毎学年の始めに、その学年に教授する授業科目の種類、講義題目および授業担当者を公示する。臨時講義については、随時、公示する。

2 科目の選択については、毎学期授業開始日前の指定期日までに履修届を提出しなければならない。

第 15 条 授業科目の履修終了の認定は、試験または論文による。ただし、実験、実習、演習および実技は、平常の成績によって認定することができる。

2 試験については、この学則に定めるほか、別に定める。

第 16 条 各授業科目の評価は、秀（90 点以上）、優（80 点以上 90 点未満）、良（70 点以上 80 点未満）、可（60 点以上 70 点未満）および不可（60 点未満）とし、可以上を合格とする。（欧文による表記では秀を S、優を A、良を B、可を C とする）。合格した科目については、所定の単位数を与える。

2 第 21 条、第 22 条ならびに第 23 条に基づき、他の大学または短期大学等における授業科目の履修等および資格等により単位を認定した科目の評価は「認」とする。

3 グレード・ポイント・アベレージ（GPA）については別に定める。

第 16 条の 2 本学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間または 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を別に定めるものとする。

2 本学は、別に定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生および特別の理由が認められた学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

第 17 条 各授業科目について授業時数の 3 分の 1 以上欠席した者は、その授業科目履修の認定を受けることができない場合がある。

第 18 条 授業料その他納入金未納の者は、科目履修の認定を受けることができない。

2 休学中の者は、その学期の試験を受けることができない。

第 19 条 正当な事由により試験を受けることができなかった者については追試験を行う。また、試験に不合格であった者については事情によっては再試験を行うことがある。

第 20 条 学生が、職業を有している等の事情により第 4 条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修（以下「長期履修学生」という。）し卒業することを希望する場合は、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

第 20 条の 2 本学は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

第 6 章 他の大学または短期大学における授業科目の履修等

第 21 条 本学が教育上有益と認めるときは、本学学生が本学の定めるところにより他の大学または短期大学において履修した授業科目について、修得した単位を本学における授業科目を履修修得したものとみなし、認定することができる。

2 本学が教育上有益と認めたときは、本学学生が本学の定めるところにより短期大学または高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目とみなし、単位を与えることができる。

3 前二項により、修得したものとみなし、または与えることができる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて 60 単位を超えないものとする。

第 22 条 前条の規定は、本学学生が外国の大学または短期大学に留学する場合に準用する。

第 23 条 本学が教育上有益と認めるときは、本学学生が入学する以前に他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学における授業科目を履修修得したものとみなし、認定することができる。

2 本学が教育上有益と認めたときは、本学学生が入学する以前に行った短期大学または高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目とみなし、単位を与えることができる。

3 前二項により、修得したものとみなし、または与えることができる単位数は、学士入学、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 21 条第 1 項および第 2 項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

第 24 条 学士入学前に修得した単位は、教授会の審議を経て学長が許可した場合は、入学後における修得すべき授業科目の単位とみなすことができる。

第7章 本学において科目等履修により修得した単位

第25条 本学に入学する以前に本学において科目等履修によって修得した当該単位は、入学後に修得したものとみなし、原則として卒業要件の単位に通算する。

2 本学において科目等履修によって一定の単位を修得した者は修業年限の2分の1を上限として、本学が定める期間を修業年限に通算することができる。

第8章 卒業の認定および学位の授与

第26条 第4条に定める修業年限を充たし、第11条に定める単位(124単位以上または131単位以上)を修得した者に対して、教授会の審議を経て学長は卒業を認定する。

第27条 卒業を認定された者に対して、学長は学士の学位を授与する。

第9章 入学、休学、復学、除籍、復籍、転部、転学、退学および留学

第28条 入学の時期は学期の始めとする。

第29条 本学に入学することができる者は次のとおりとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の学校教育を修了した者、または、これに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であること、その他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他大学において相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第30条 入学志願者は、所定の書類に受験料を添えて願出しなければならない。

2 入学者の選抜は学力検査の成績および出身高等学校長からの調査書その他に基づいて行う。

第31条 入学についての試験および手続などは別にこれを定める。

第32条 学士入学、編入学または転入学を志願した時は、欠員がある場合に限り、選考のうえ入学を許可することがある。志願者の資格および手続については別に定める。

第33条 入学の許可は、教授会（入学者選抜委員会）の審議を経て学長が決定する。

第34条 入学を許可された者は、別に定める入学手続に従い、保証人連署の誓約書およびその他の書類を所定の期日までに提出しなければならない。

第35条 保証人は、その学生の在学中に係る一切の事件につき連帯の責任を負わなければならない。

- (1) 保証人は独立の生計を営み、確実に保証人の責を履行できる成年者でなければならない。
- (2) 保証人2人のうち1人は、八戸市またはその近在に居住している者とする。
- (3) 保証人が死亡または前項の資格を失ったときは、改めて保証人を定め速やかに届け出なければならない。

第36条 入学を許可された後、所定の手続を完了しない場合は、その者の入学許可を取り消すことがある。

第37条 疾病その他やむを得ない事情により引き続き3ヶ月以上修学することができない者は、保証人連署のうえ、学長に願い出て、学長の許可を得て休学が許可された日から学期末または学年末まで休学することができる。

- 2 休学者が復学しようとする場合は、保証人連署のうえ願い出て学長の許可を得なければならない。
- 3 病気による休学の場合および病気治癒による復学の場合には、医師の診断書を添付し、学長の許可を得なければならない。
- 4 休学の期間は1ヶ年以内とする。ただし、願い出により許可された者は、さらに1ヶ年延長することができる。
- 5 休学期間は通算2ヶ年以内とし、休学した学期は在学年限に算入しない。

第38条 次の各号の一に該当する者は、教授会の審議を経て学長が除籍する。

- (1) 学費の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
 - (2) 第4条に定める在学年限を超えた者
 - (3) 第37条に定める休学期間を超えてなお復学もしくは退学しない者
 - (4) 死亡した者
- 2 長期間にわたり音信不通または行方不明の者は、教授会の審議を経て学長が除籍することができる。
- 3 第1項第1号により除籍された者が保証人連署で復籍を願い出た場合は、教授会の審議を経て学長が許可することができる。

第38条の2 本学の学生で他の学部・学科に転部・転科を志願する者があるときは、教授会の審議を経て、学長が許可することがある。

- 2 転部・転科を許可された者の本学に在学すべき年数、履修すべき科目および単位数は、教授会の審議を経て学長が決定する。

第39条 他の大学に転学を志望する者がある場合は、教授会の審議を経て学長が許可することがある。

第40条 病気その他の事由により退学しようとする場合は、事由を具し保証人連署のうえ、願い出なければならない。

第41条 願いにより退学した者が再入学を願い出た場合には、教授会の審議を経て学長が許可することがある。

第42条 本学が教育上有益と認めたときは、他の大学等に留学することを許可することがある。

- 2 留学の期間は、2年間に限り修業年限に通算することができる。
- 3 留学については、この学則に定めるほか別に定める。

第43条 本学の学部・学科には、他の大学の学部・学科と併せて在学することはできない。

第10章 受験料、入学金および学費

第44条 本学の受験料、入学金および学費は、別表5のとおりとする。ただし、学費は、社会経済情勢の変化等により在学中に変更することがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、第20条に規定する長期履修学生の1年間の学費は、正規課程学生の4年分の学費総額を、許可された修業年限で除した額とする。

第 45 条 入学金を所定の期日までに納入しない場合は、その者の入学の許可を取り消すことができる。

第 46 条 学費は、春学期および秋学期の 2 期に分納するものとし、それぞれの期において納付する額は別表 5－2 に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額とする。

2 学費の納付期限は、次のとおりとする。新入生ならびに学費等減免対象者の納付期限は別に通知する。

(1) 春学期 4 月 5 日

(2) 秋学期 10 月 5 日

3 学費を正当な理由なく所定の期日までに納入しない者には、登校停止を命じ、引き続き滞納するときは除籍することがある。

第 47 条 既納の受験料、入学金および学費はこれを還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、本学に入学を許可された者が入学時に指定の期日までに入学辞退を申し出た場合は、その請求により学費を還付する。

第 48 条 退学した者、退学を命ぜられた者、または除籍された者は、その期間に属する学費を納入しなければならない。ただし、願い出により退学した者または第 38 条第 1 項により除籍された者が、再入学または復籍する際の納入金については別に定める。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中の学費を納入しなければならない。

第 49 条 休学期間中の学費は免除する。ただし、春学期または秋学期の中途において休学を許可された者、または復学した者はその学期の学費を納入しなければならない。

第 11 章 科目等履修生、特別聴講学生、委託生、研究生および外国人留学生

第 50 条 本学の学生以外の者で、本学の開設する授業科目中一部の授業科目を履修しようとする者は、教授会の審議を経て学長が科目等履修生として入学を許可することがある。

2 前項の授業科目を履修した科目等履修生には、単位の授与または修了の事実を証する証明書を交付することができる。

第 51 条 他の大学または短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）の学生で、当該大学または短期大学との協議に基づき、本学において授業科目を履修しようとする者は、教授会の審議を経て学長が特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生については、この学則に定めるほか、別に定める。

第 52 条 公共機関または企業から本学における教育を委託された者は、教授会の審議を経て学長が委託生として入学を許可することがある。

第 53 条 外国人の入学志願者で、当該外国公館の証明を有し、本学での修学に堪える学力を有すると判定された者は、教授会の審議を経て学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

第 54 条 本学において特定の課題について研究を進めようとする者は、教授会の審議を経て学長が研究生として入学を許可することがある。

2 研究生については、この学則に定めるほか、別に定める。

第 55 条 科目等履修生および外国人留学生については、本章に規定するもののほか、別に定めるところによる。

2 委託生については、本章に規定するもののほか、他の各章の規定を準用する。

第 56 条 科目等履修生、委託生および外国人留学生は、正規の課程の学生と同じく学則その他一般の規則を守らなければならない。

第 12 章 職員組織

第 57 条 本学に学長、学部長、学科長、別科長、教授、准教授、講師および事務職員を置く。

2 本学に副学長、学長補佐、学長特別補佐、学科長補佐、助教、助手および技術職員を置くことができる。

第 58 条 学長は、本学を統轄し、これを代表する。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務を掌る。

3 学長補佐は、学長の命を受け特任事項を掌る。

4 学長特別補佐は、学長の命を受け特定の事項を掌る。

5 学部長は、当該学部校務を掌る。

6 学科長は、当該学科校務を掌る。

7 学科長補佐は、学科長の命を受け当該学科校務を掌る。

8 別科長は、当該別科校務を掌る。

9 教授・准教授・講師・助教は学生を教授し、その研究を指導するとともに、研究その他の職務に従事する。

10 助手は、教授・准教授・講師・助教の職務を助け、研究その他の職務に従事する。

第 13 章 運営会議および教授会

第 59 条 本学に、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり、これを審議し、意見を述べるものとする。

(1) 教育研究に関する基本方針および教学運営上の全学的事項

(2) 教員の人事に関する事項

(3) 教授会の審議に関する基本的、共通的事項

(4) 各種分掌の組織および分掌内容に関する事項

(5) 学則、諸規程の制定・改廃および運用に関する事項

(6) その他、学長が必要と認めた重要事項

3 運営会議の審議を経て学長が決定した事項は、教授会に報告するものとする。

4 運営会議の組織および運営方法等については、別に定める八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議規程による。

第 60 条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、学長が意思決定を行うにあたり、次の各号について審議し、意見を述べるものとする。

(1) 教育課程に関する事項

(2) 前号にかかわる教育および指導に関する事項

(3) 研究活動に関する事項

(4) 学生の入学、卒業および学位の授与に関する事項

(5) 学生の休学、退学、転学および復学等に関する事項

(6) 試験および学業成績に関する事項

(7) 学生の生活指導および賞罰に関する事項

(8) その他、学長が必要と認めた事項

3 本条に定めるもののほか、教授会について必要な事項は、別に定める八戸学院大学教授会規程による。

第61条 削除

第62条 学長は、運営会議の審議を経て校務分掌を組織し、分掌事項を定める。

2 校務分掌に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 図書館、地域連携研究センター、健康・スポーツ科学研究所および附属学校

第63条 本学に、図書館を置く。

第64条 本学に、地域連携研究センターを置く。

第64条の2 本学に、健康・スポーツ科学研究所を置く。

第65条 学校法人光星学院の併設する学校のうち次の学校は、本学の専門教育および教職に関する専門科目の実施研究に資する。

- (1) 八戸学院光星高等学校
- (2) 八戸学院野辺地西高等学校

第66条 図書館、地域連携研究センター、健康・スポーツ科学研究所および附属学校に関する規程は別に定める。

第15章 学寮および厚生保健施設

第67条 本学に、学生寮その他学生の厚生保健のための施設を設けることがある。これらの施設の利用等については別に定める。

第16章 賞 罰

第68条 本学の目的および使命によく合致した学生は、教授会の審議を経て学長はこれを賞することができる。

第69条 本学の学生で、人物・学業成績等が特に優れた者を特待生とすることができる。

2 特待生については、別に定める。

第70条 本学の学則に違反し、またはその本分に反する行為があったときは教授会の審議を経て学長はこれを懲戒することができる。

第71条 懲戒の種類は、戒告、停学および退学とし、次の各号の一に該当する者に対しては、退学を命ずることができる。

- (1) 性行不良で改心の見込みがないと認められた者
- (2) 学力劣等または疾病その他の事由により成業の見込みがない者
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、そのほか学生として本分に反した者

第17章 公開講座

第72条 本学は、随時に公開講座を開設し、学生および一般市民の文化的向上に資する。

第18章 補則

第73条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

第74条 この学則の改正は、運営会議の審議を経て学長が決定し、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この学則は、昭和56年4月1日から施行する。
2. 昭和58年4月1日改正
3. 昭和61年4月1日改正
4. 昭和62年4月1日改正
5. 昭和63年4月1日改正

ただし、学則第4条の規定にかかわらず、昭和63年度から平成8年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

商学部商学科 入学定員 150名

6. この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第36条別表3-1は、平成2年度入学志願者から適用する。
7. 平成3年4月1日改正

ただし、第4条の規定にかかわらず、平成3年度から平成8年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

商学部商学科 入学定員 200名

8. この学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、第36条別表3-1は、平成3年度入学志願者から適用する。
9. 平成4年3月1日改正
10. この学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第36条別表3-1及び3-2は、平成4年度入学志願者から適用する。
11. この学則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第36条別表3-2は、平成5年度入学志願者から適用する。
12. この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第35条別表3-2は、平成6年度入学志願者から適用する。
13. この学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第35条別表3-1及び3-2は、平成7年度入学志願者から適用する。
14. この学則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第35条別表3-2は、平成8年度入学志願者から適用する。
15. 平成9年4月1日改正

ただし、第4条の規定にかかわらず、平成9年度から平成11年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

商学部商学科 入学定員 200名

16. この学則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第35条別表3-2は、平成9年度入学志願者から適用する。
17. この学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第41条別表3-2は、平成10年度入学志願者から適用する。
18. この学則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第41条別表3-2は、平成11年度入学志願者から適用する。
19. この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第43条別表3-2は、平成12年度入学志願者から適用する。
20. この学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第43条別表3-2は、平成13年度入学志願者から適用する。
21. この学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第43条別表3-2は、平成14年度入学志願者から適用する。
22. この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第43条別表3-2は、平成15年度入学志願者から適用する。
23. この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第11条の学部学科名称、第7条別表1及び別表2の教育課程表、第43条別表3-2は、平成16年度入学志願者から適用する。
24. この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第3条、第5条及び第12条の学部学科名称、第8条別表2の教

育課程表、第13条別表3の教育課程表、第44条別表4－2は、平成17年度入学志願者から適用する。

25. この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第8条別表1・別表2の教育課程表、第13条別表3の教育課程表及び第44条別表4－2は、平成18年度入学志願者から適用する。
26. この学則は、平成19年4月1日から施行する。
27. この学則は、平成20年4月1日から施行する。
28. この学則は、平成21年4月1日から施行する。
29. この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第11条、別表1及び別表2については、平成22年度入学者から適用する。
30. この学則は、平成23年4月1日から施行する。
31. この学則は、平成24年4月1日から施行する。
32. この学則は、平成25年4月1日から施行する。
33. この学則は、平成26年4月1日から施行する。
34. この学則は、平成27年4月1日から施行する。
35. この学則は、平成28年4月1日から施行する。
36. この学則は、平成29年4月1日から施行する。
37. この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第3条、第5条および第11条の学部学科名称、第8条の3別表1の教育課程表、第13条別表4の教育課程表、第44条別表5は、平成30年度入学志願者から適用する。
38. この学則は、平成31年4月1日から施行する。
39. この学則は、令和2年4月1日から施行する。
40. この学則は、令和3年4月1日から施行する。
41. この学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第5条の収容定員および第8条の3別表3の教育課程表は、令和4年度入学志願者から適用する。
42. この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表4の教育課程表については、令和5年度入学者から適用する。
43. この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第8条の3別表1～3の教育課程表は、令和6年度入学者から適用する。
44. この学則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第8条の3別表1～3の教育課程表は、令和7年度入学者から適用する。

別表 1 (第 8 条の 3 関係)

教育課程表 (地域経営学部地域経営学科)

授業科目			単位数	必修 単位数	選択 単位数
リ ベ ラ ル ア ー ツ	導入教育	宗教学	2		
		地域文化論	2		
		基礎演習	2		
		プレゼンテーション	2		
		情報処理基礎	2		
		データサイエンス入門	2		
		日本語表現リテラシー	2		
	外国語を 学ぶ領域	言語学		2	
		英語 I		2	
		英語 II		2	
		英語コミュニケーション		2	
		英語 (TOEIC) I		2	
		英語 (TOEIC) II		2	
		ドイツ語 I		2	
		ドイツ語 II		2	
		韓国語		2	
		中国語		2	
	日本語を 学ぶ領域	日本語 I		2	
		日本語 II		2	
		日本語 III		2	
		日本語 IV		2	
		日本語 V		2	
		日本語 VI		2	
	人としての あり方を 学ぶ領域	哲学		2	
		芸術論		2	
		デザイン論		2	
		心の科学		2	
		行動の科学		2	
	社会の あり方を 学ぶ領域	人間関係論		2	
		日本国憲法		2	
		政治学		2	
		社会学		2	
	自然と 科学を 学ぶ領域	国際関係論		2	
		海外事情		2	
		自然科学概論		2	
		数学		2	
		スポーツの科学		2	
専 門	キャリア 教育	スポーツ実技 I		1	
		スポーツ実技 II		1	
		防災と危機管理		2	
		日本文化 I		2	
		日本文化 II		2	
		日本社会 I		2	
		日本社会 II		2	
		小計	14	72	
	専門基礎 科目	キャリアデザイン I		1	
		キャリアデザイン II		1	
		キャリアデザイン III			1
		キャリアデザイン IV			1
		職業英語		2	
		インターンシップ I		2	
		インターンシップ II		2	
		情報と職業		2	
		職業指導		2	
		地域共創論		2	
	専門基幹 科目	経営学		2	
		経済学入門		2	
		法学概論		2	
		簿記原理 I		2	
		会計学原理		2	
		コンピュータサイエンス		2	
		金融入門			2
		日本経済論			2
		民法 I			2
		情報社会論			2
教 育 科 目	専 門 展 開 科 目	市民社会論			2
		簿記原理 II			2
		商業簿記 (中級)			2
		工業簿記 I			2
		財務諸表論			2
		情報処理応用			2
		統計学基礎			2
		統計学演習			2
		情報通信ネットワーク			2
		農業概論			2
	専 門 研 究 科 目	アントレプレナーシップ入門			2
		観光学入門			2
		地域理解演習			2
		人的資源管理			2
		経営史			2
		地域産業論			2
		ファイナンシャルプランニング			2
		金融経済論			2
		リスク・マネジメント I			2
		リスク・マネジメント II			2
	目 的	ミクロ経済学			2
		公共経済学			2
		マクロ経済学			2
		経済政策論			2
		財政学			2
		民法 II			2
		民法 III			2
		商事法			2
		行政法			2
		行政学			2
	目 的	グローバル・ガバナンス			2
		ローカル・ガバナンス			2
		地球環境問題			2
		経営管理論			2
		経営戦略論			2
		経営科学			2
		経営情報論			2
		簿記演習 I			2
		簿記演習 II			2
		工業簿記 II			2
	目 的	商業簿記 (上級)			2
		経営分析論			2
		地方公会計論			2
		データベース設計			2
		データベース実習			2
		情報システム設計			2
		情報システム開発			2
		プログラミング			2
		アプリケーション開発実習 I			2
		アプリケーション開発実習 II			2
	目 的	情報デザイン			2
		マルチメディア I			2
		マルチメディア II			2
		ソーシャル・アントレプレナーシップ			2
		観光地域振興論			2
		観光学実務			2
		中小企業・ベンチャー企業論			2
		地域イノベーション・マネジメント			2
		マーケティング論			2
		地域マーケティング			2
	目 的	消費者行動論			2
		農業経済学			2
		農業経営学			2
		食料経済学			2
		水産経済論			2
		流通経済論			2
		イベントプランニング			2
		防災まちづくり			2
		スポーツまちづくり			2
		農山村まちづくり			2
	目 的	観光まちづくり			2
		研究演習 I		2	
		研究演習 II		2	
		研究演習 III		2	
		研究演習 IV		2	
		研究演習 V		2	
		研究演習 VI		2	
	目 的	小計		28	162
		合計		42	234

別表2（第8条の3関係）

教育課程表（健康医療学部人間健康学科）

授業科目			単位数	必修 単位数	選択 単位数
リ ベ ラ ル ア ー ツ	導入教育	宗教学		2	
		地域文化論		2	
		基礎演習		2	
		プレゼンテーション		2	
		情報処理基礎		2	
		データサイエンス入門		2	
		日本語表現リテラシー		2	
	外国語を 学ぶ領域	言語学			2
		英語Ⅰ			2
		英語Ⅱ			2
		英語コミュニケーション			2
		英語(TOEIC)Ⅰ			2
		英語(TOEIC)Ⅱ			2
		ドイツ語Ⅰ			2
	日本語を 学ぶ領域	ドイツ語Ⅱ			2
		韓国語			2
		中国語			2
		日本語Ⅰ			2
		日本語Ⅱ			2
		日本語Ⅲ			2
		日本語Ⅳ			2
	人としての あり方を 学ぶ領域	日本語Ⅴ			2
		日本語Ⅵ			2
		哲学			2
		芸術論			2
		デザイン論			2
		心の科学			2
		行動の科学			2
	社会の あり方を 学ぶ領域	人間関係論			2
		日本国憲法			2
		政治学			2
		社会学			2
		国際関係論			2
		海外事情			2
		自然科学概論			2
	自然と 科学を 学ぶ領域	数学			2
		スポーツの科学			2
		スポーツ実技Ⅰ			1
		スポーツ実技Ⅱ			1
		防災と危機管理			2
		日本の文化と社会Ⅰ			2
		日本の文化と社会Ⅱ			2
	小計			14	72
専 門	キャリア 教育	キャリアデザインⅠ		1	
		キャリアデザインⅡ		1	
		インターンシップⅠ			2
		インターンシップⅡ			2
	専門基礎 科目	健康科学総論		2	
		生命と倫理		2	
		健康栄養学		2	
		医学一般		2	
		心理学		2	
		解剖学		2	
		衛生・公衆衛生学Ⅰ		2	
	専門基幹 科目	発達心理学			2
		医学一般Ⅱ			2
		生理学(運動生理学含む)			2
		衛生・公衆衛生学Ⅱ			2
		小児保健			2
		精神保健			2
		生涯スポーツ論			2
	専 門	ヘルスエクスササイズ			2
		健康と運動処方			2
		栄養指導論			2
		栄養学(食品学を含む)			2
		人間環境論			2
		食生活論			2
		学校保健(学校安全を含む)			2
		救急処置(実習を含む)			2
		臨床心理学			2
		老人・障害者の心理			2
		介護概論			2
		地域スポーツ論			2
		運動と栄養			2
		スポーツバイオメカニクス			2
		トレーニング総論			2
		スポーツ心理学			2
		コーチング論			2
		スポーツ社会学			2
		生涯スポーツ演習Ⅰ			2
		生涯スポーツ演習Ⅱ			2
		健康スポーツ実習Ⅰ			2
		健康スポーツ実習Ⅱ			2
		体育原理			2
		運動学(運動方法学を含む)			2

授業科目			単位数	必修 単位数	選択 単位数
教 育 開 展 科 目	展 開 科 目	基本実技			1
		水泳			1
		ダンス			1
		陸上競技			1
		ラグビー			1
		サッカー			1
		バスケットボール			1
		バレーボール・バドミントン			1
		テニス			1
		ソフトボール			1
		武道Ⅰ(柔道)			1
		武道Ⅱ(剣道・弓道)			1
		器械体操			1
		スキー			1
		スケート			1
		養護概説			2
		看護学			2
		微生物学			2
		免疫学			2
		健康相談活動の理論および方法			2
		看護実践論			2
		看護技術演習			2
		看護学臨床実習Ⅰ			2
		看護学臨床実習Ⅱ			2
		薬理概論			2
		健康心理学			2
		児童心理学			2
		認知心理学			2
		感情心理学			2
		青年心理学			2
		心理学研究法			2
		社会心理学			2
		心理統計学Ⅰ			2
		心理統計学Ⅱ			2
		心理学基礎実験			2
		ヘルスカウンセリング			2
		心理学実習			2
		社会福祉の原理と政策Ⅰ			2
		社会福祉の原理と政策Ⅱ			2
		社会福祉調査の基礎			2
		ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ			2
		ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ			2
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ			2
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ			2
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ			2
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ			2
		地域福祉と包括的支援体制Ⅰ			2
		地域福祉と包括的支援体制Ⅱ			2
		福祉サービスの組織と経営			2
		社会保障Ⅰ			2
		社会保障Ⅱ			2
		高齢者福祉			2
		障害者福祉			2
		児童・家庭福祉			2
		貧困に対する支援			2
		保健医療と福祉			2
		権利擁護を支える法制度			2
		刑事司法と福祉			2
		ソーシャルワーク演習Ⅰ			2
		ソーシャルワーク演習Ⅱ			2
		ソーシャルワーク演習Ⅲ			2
		ソーシャルワーク演習Ⅳ			2
		ソーシャルワーク演習Ⅴ			2
		ソーシャルワーク実習指導Ⅰ			1
		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ			1
		ソーシャルワーク実習指導Ⅲ			1
		ソーシャルワーク実習Ⅰ			2
		ソーシャルワーク実習Ⅱ			4
		福祉フィールドワーク演習			2
		福祉フィールドワーク実習			2
		国際社会福祉論			2
		健康科学実習			2
	専門 研究 科目	研究演習Ⅰ		2	
		研究演習Ⅱ		2	
		研究演習Ⅲ		2	
		研究演習Ⅳ		2	
		研究演習Ⅴ		2	
		研究演習Ⅵ		2	
		卒業研究Ⅰ			2
		卒業研究Ⅱ			2
	小計			28	198
	合計			42	270

別表 3 (第 8 条の 3 関係)

教育課程表 (健康医療学部看護学科)

授業科目			単位数	必修 単位数	選択 単位数
リ ベ ラ ル ア ー ツ	導入教育	宗教学	2		
		地域文化論	2		
		基礎演習	2		
		プレゼンテーション	2		
		情報処理基礎	2		
		データサイエンス入門	2		
		日本語表現リテラシー	2		
	外国語を 学ぶ領域	言語学		2	
		英語Ⅰ		2	
		英語Ⅱ		2	
		英語コミュニケーション		2	
		英語(TOEIC)Ⅰ		2	
		英語(TOEIC)Ⅱ		2	
		ドイツ語Ⅰ		2	
	日本語を 学ぶ領域	ドイツ語Ⅱ		2	
		韓国語		2	
		中国語		2	
		日本語Ⅰ		2	
		日本語Ⅱ		2	
		日本語Ⅲ		2	
		日本語Ⅳ		2	
	人としての あり方を 学ぶ領域	日本語Ⅴ		2	
		日本語Ⅵ		2	
		哲学		2	
		芸術論		2	
		デザイン論		2	
		心の科学		2	
		行動の科学		2	
	社会の あり方を 学ぶ領域	人間関係論		2	
		日本国憲法		2	
		政治学		2	
		社会学		2	
		国際関係論		2	
		海外事情		2	
		自然と 科学を 学ぶ領域	自然科学概論		2
	数学			2	
スポーツの科学			2		
スポーツ実技Ⅰ			1		
スポーツ実技Ⅱ			1		
防災と危機管理			2		
日本の 文化と 社会を 学ぶ領域	日本文化Ⅰ			2	
	日本文化Ⅱ		2		
	日本社会Ⅰ		2		
	日本社会Ⅱ		2		
小計			14	72	
専 門 基 礎 科 目	専門導入 科目	看護教育のための生物基礎	1		
		看護教育のための化学基礎		1	
	人間と健康	生命と倫理	2		
		発達心理学	2		
		解剖生理学Ⅰ	2		
		解剖生理学Ⅱ	2		
		病態学Ⅰ	2		
		病態学Ⅱ	2		
		病態学Ⅲ	2		
		病態学Ⅳ	2		
		薬理学	2		
		栄養学	1		
		微生物学	1		
	環境と健康	社会福祉論	1		
		公衆衛生学	1		
		疫学	2		
		保健統計学Ⅰ	1		
		保健統計学Ⅱ		1	
		保健医療福祉行政論Ⅰ	1		
		保健医療福祉行政論Ⅱ		1	
		保健医療福祉行政論Ⅲ		1	
	看護の 基本	看護学概論	2		
		日常生活援助論	2		
		回復促進援助論	2		
		看護過程論	2		
		コミュニケーション論	1		
		ヘルスアセスメント	1		
		看護倫理	1		
		基礎看護学実習Ⅰ	1		
		基礎看護学実習Ⅱ	1		
		基礎看護学実習Ⅲ	2		
		成人看護学概論	2		
		成人看護援助論Ⅰ	2		
		成人看護援助論Ⅱ	2		
		急性期・周手術期看護実習	3		
		慢性期看護実習	3		

授業科目			単位数	必修 単位数	選択 単位数
育 <					

注) 表中の○数字は、次のことをいう。

- ① 看護の展開・成人看護
- ② 看護の展開・高齢者看護
- ③ 看護の展開・小児看護
- ④ 看護の展開・母性看護
- ⑤ 看護の展開・精神看護
- ⑥ 看護の統合・地域・在宅看護

別表4（第13条関係）

教職教育課程表

授業科目		単位数	必修 単位数	選択 単位数
教職に関する専門科目	教育原理	2		
	教職概論	2		
	教育行政	2		
	教育心理学	2		
	特別支援の理解	1		
	教育課程論	2		
	道德教育の理論と実践			2
	総合的な学習の時間の指導法	2		
	特別活動論	2		
	教育方法論(ICT活用含む)	2		
	生徒指導論	2		
	教育相談	2		
	進路指導論	1		
	教育実習A			3
	教育実習B			2
	養護実習			5
	教職実践演習(中高)			2
	教職実践演習(養)			2
	商業科教育法A			2
	商業科教育法B			2
	情報科教育法A			2
	情報科教育法B			2
	保健体育科教育法A			2
	保健体育科教育法B			2
	保健体育科教育法C			2
	保健体育科教育法D			2
	看護科教育法A			2
	看護科教育法B			2

別表5（第44条関係）

受験料・入学金および学費

1. 受験料・入学金

(単位:円)

受験料	30,000
入学金	270,000

※ ただし、大学入学共通テスト成績利用入学試験の受験料は、15,000円とする。

2. 学 費

(単位:円)

区 分	地域経営学部		健康医療学部				
	地域経営学科		人間健康学科		看護学科		
	授業料	教育費	授業料	教育費	授業料	教育費	実習教育費
1 年 次	670,000	336,000	670,000	346,000	800,000	346,000	240,000
2 年 次	670,000	336,000	670,000	346,000	800,000	346,000	240,000
3 年 次	670,000	336,000	670,000	346,000	800,000	346,000	240,000
4 年 次	670,000	336,000	670,000	346,000	800,000	346,000	240,000